

平成29年8月15日

各 位

宮崎交通圏タクシー特定地域協議会
事務局 一般社団法人宮崎県タクシー協会内
(公印略)

宮崎交通圏タクシー特定地域協議会への参画及び
第2回特定地域協議会開催の案内について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化活性化に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が平成26年1月27日に一部改正されたことに伴い、平成28年2月29日に第1回の特定地域協議会を開催し、その後、分科会を開催して、意見の集約を図ってきたところです。

つきましては、延期しておりました第2回特定地域協議会を下記日程で開催する運びとなりました。

当協議会への参画は、自由加入及び自由脱退となっています。

各位には、会議の主旨をご理解のうえ、参画及びご出席をお願い申し上げます。なお、参画及び出席につきましては、別紙により平成29年8月30日（水）までに、ご回答頂きますよう、お願い申し上げます。

記

○ 協議会名 第2回宮崎交通圏タクシー特定地域協議会

1. 目的：特定地域のタクシー事業の適性化・活性化の取り組み

2. 開催日程 : 平成29年9月28日（木）：13：30～15：00

開催場所 : 宮崎市船塚1丁目1番地2

宮崎公立大学 凌雲会館（交流センター 多目的ホール）

3. 議題（案）

① 宮崎交通圏タクシー特定地域協議会「特定地域計画」の策定について

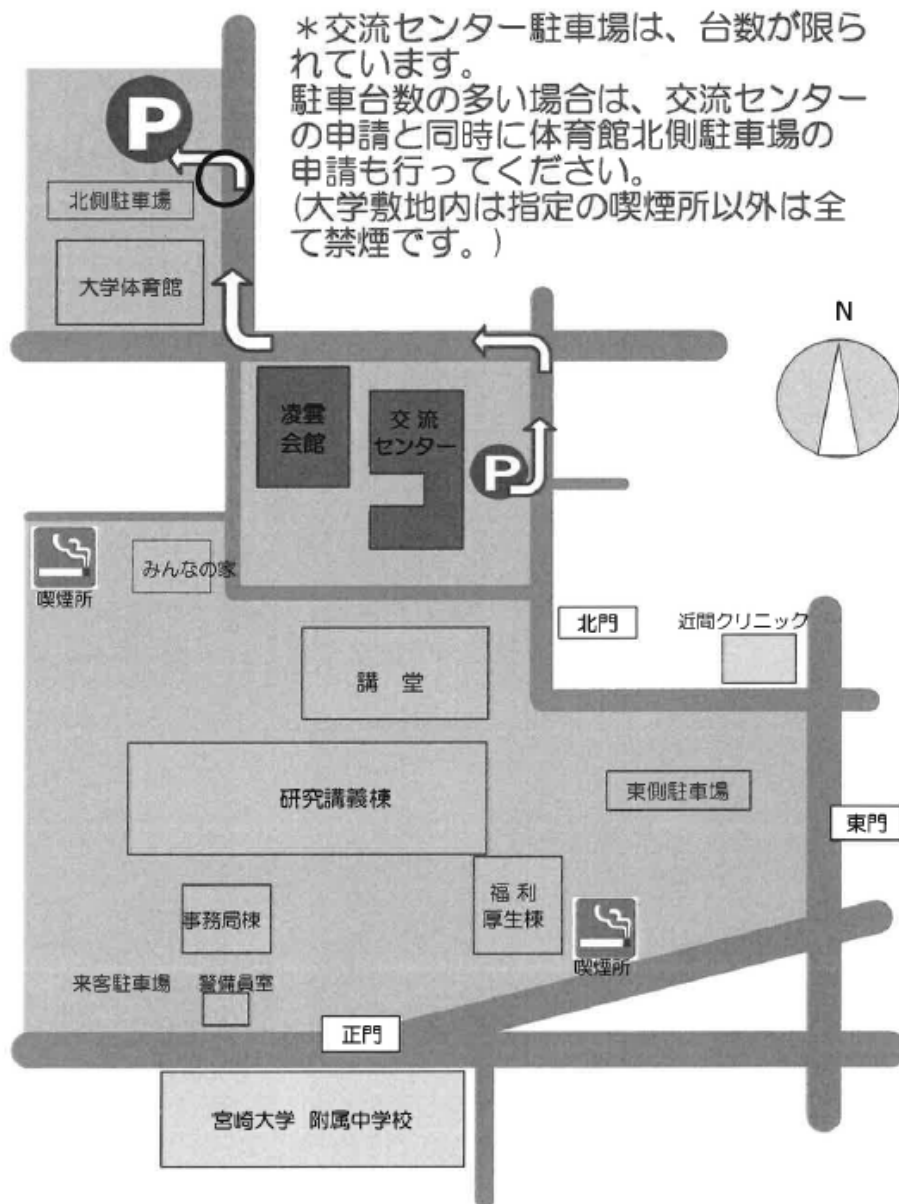
② その他

※ 議題は（案）となっており、変更の場合がございます。



学内駐車場のご案内

*交流センター駐車場は、台数が限られています。
駐車台数の多い場合は、交流センターの申請と同時に体育館北側駐車場の申請も行ってください。
(大学敷地内は指定の喫煙所以外は全て禁煙です。)



宮崎交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

制定 平成26年 2月 6日
一部改正 平成27年 5月19日
一部改正 平成28年 2月29日

(目的)

第1条 宮崎交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、宮崎交通圏の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

- (1) 宮崎県知事、宮崎市長、国富町長、綾町長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（タクシー協会等、タクシー事業者）
- (3) 労働組合等
- (4) 地域住民の代表
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等
- (6) 学識経験者
- (7) 宮崎労働局
- (8) 宮崎県公安委員会
- (9) その他協議会が必要と認める者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は3年とする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は3年とする。
- 8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員を選出を議決する場合

第4条1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

- (2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 特定地域計画の作成を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
- ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

10 前項(3)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 大手事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が80両以上
- (2) 中小事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が80両未満

(3) 個人タクシー事業者

- 1 1 協議会は、6ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 1 2 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 1 3 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 1 4 協議会は原則として公開とする。
- 1 5 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする
- 1 6 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出については、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

なお、本規定に基づき取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めるときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

- 2 分科会には協議会会長が指名した分科会会長を置く。
- 3 分科会は、分科会会長が必要と認めたもので構成する。
- 4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告する。
- 5 その他分科会の運営に必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成27年5月19日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年2月29日から施行する。

構成員名簿（宮崎交通圏）

別表

ガイドライン等		構 成 員
法第8条第1項に掲げる者	地方公共団体	宮崎県県民政策部総合交通課長
		宮崎市都市整備部都市計画課長
		国富町企画政策課長
		綾町企画財政課長
	タクシー事業者等	一般社団法人宮崎県タクシー協会 会長
		一般社団法人宮崎県タクシー協会 宮崎支部長
		一般社団法人宮崎県タクシー協会 専務理事
		宮崎個人タクシー事業協同組合 理事長
	労働組合等	宮交タクシー労働組合 執行委員長
	地域住民	宮崎県地域婦人連絡協議会 会長
法第8条第2項に掲げる者	他の事業を営むもの	—
	学識経験を有する者	宮崎公立大学 教授
	宮崎労働局	宮崎労働局労働基準部監督課長
	宮崎県警察本部	宮崎県警本部交通部交通規制課長
事務局	一般社団法人宮崎県タクシー協会	